令和８年（フ）第５６号
佐賀県唐津市鏡2207番地２、前住所佐賀県唐津市鏡2654番地１　タクロウ団地Ｂ―23号
債務者　米田　久幸
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第３２２号
宮崎市吉村町平塚甲1798番地３　モン・ソレイユM306号
債務者　山下　　悟
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２５号
沖縄県島尻郡八重瀬町字屋宜原518番地４　パルクコーテロカシオン304号室、住民票上の前住所沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1401番地29　ｐｅｎｔａｓ　ｍｏｍｏｒｉｎ401
債務者　永吉　京子（旧姓新本）
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２３０号
沖縄県那覇市古波蔵１丁目６番36号　仲村荘202
債務者　金城かおり
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２５６号
沖縄県那覇市首里末吉町２丁目133番地１　シティービューテラス102
債務者　新里さとみ
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２８０号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目356番地　オリブ山病院、住民票上の前住所沖縄県那覇市おもろまち４丁目８番１―706号　新都心とみや
債務者　山口　　薫（法定代理人保佐人　鈴木穂人）
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２９６号
沖縄県糸満市字大里249番地、住民票上の前住所群馬県前橋市元総社町161番地１　カーサクレスト　101号
債務者　與儀　準一
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１７３号
千葉県印旛郡酒々井町本佐倉575番地４
債務者　井上　　咲
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２０４号
千葉県成田市花崎町818番地４　信水ステーションハイツ506
債務者　小泉　　譲
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２０７号
千葉県成田市田町270番地３　リヴガード102
債務者　小倉　彩子（旧姓久保木、濵仲）
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２５７号
千葉県成田市土屋107番地　チェリーハイツ102
債務者　磯崎　新一
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２０７号
石川県河北郡津幡町字南中条ト182番地　Ｍコーポ205号、従前の住所石川県かほく市長柄町ソ51番地34
債務者　高家　利春
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０８号
石川県河北郡津幡町字南中条ト182番地　Ｍコーポ205号、従前の住所石川県かほく市長柄町ソ51番地34
債務者　高家　昌子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４８５号
京都府京田辺市大住大欠13番地１　ＣＡＳＡオカザキ　106号
債務者　大杉　　毅
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５４０号
京都市山科区御陵四丁野町３番地３　アークみささぎ205、前住所京都市北区上賀茂朝露ケ原町12番地13　アビオン上賀茂201
債務者　大森　来夢
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係